特定産業分野と従事する業務

| | 特定産業分野 | 分野所管 | 従事する業務 | | |
|----|-----------------|-------------|---|-------------------------|--|
| 1 | 介護 | 行政機関 厚労省 | ・身体介護等(利用者の心身の状況に応じた入浴,食事,排せつの介助等)のほか 随する支援業務(レクリエーションの実施,機能訓練の補助等) (注)訪問系サービスは対象外 | か, これに付 〔1試験区分〕 | |
| 2 | ビルクリーニング | ,,,,,, | ・建築物内部の清掃 | 〔1試験区分〕 | |
| 3 | 素形材産業 | 経産省 | ・鋳造 ・金属プレス加工 ・仕上げ ・溶接 ・鍛造 ・工場板金 ・機械検査 ・ダイカスト ・めっき ・機械保全 ・機械加工 ・アルミニウム陽極酸化処理 ・塗装 | 〔13 試験区分〕 | |
| 4 | 産業機械製造業 | | ・鍛造・鉄工・機械検査・プリント配線板製造・プラスチック成形 | 容接 C業包装 〔18 試験区分〕 | |
| 5 | 電気・電子情報 関連産業 | | ・金属プレス加工・機械保全・プラスチック成形・工場板金・電子機器組立て・塗装 | C業包装 〔13 試験区分〕 | |
| 6 | 建設 | 国交省 | ・型枠施工 ・土工 ・内装仕上げ/表装 ・保温保料 ・左官 ・屋根ふき ・とび ・吹付ウレ ・コンクリート圧送 ・電気通信 ・建築大工 ・海洋土ス ・トンネル推進工 ・鉄筋継手 ・配管 ・建設機械施工 ・鉄筋継手 ・建築板金 | ノタン断熱 | |
| 7 | 造船・舶用工業 | | ・溶接・塗装・機械加工・鉄工・電気機器組立て | 〔6試験区分〕 | |
| 8 | 自動車整備 | | ・自動車の日常点検整備, 定期点検整備, 分解整備 | 〔1試験区分〕 | |
| 9 | 航空 | | ・空港グランドハンドリング(地上走行支援業務,手荷物・貨物取扱業務等) ・航空機整備(機体,装備品等の整備業務等) | 〔2試験区分〕 | |
| 10 | 宿泊 | | ・フロント,企画・広報,接客,レストランサービス等の宿泊サービスの提供 | 〔1試験区分〕 | |
| 11 | 農業 | 農水省 | ・耕種農業全般(栽培管理,農産物の集出荷・選別等)・畜産農業全般(飼養管理,畜産物の集出荷・選別等) | 〔2試験区分〕 | |
| 12 | 漁業 | | ・漁業(漁具の製作・補修,水産動植物の探索,漁具・漁労機械の操作,水産動材漁獲物の処理・保蔵,安全衛生の確保等)・養殖業(養殖資材の製作・補修・管理,養殖水産動植物の育成管理・収獲(穫)衛生の確保等) | | |
| 13 | 飲食料品製造業 | | ・飲食料品製造業全般(飲食料品(酒類を除く)の製造・加工、安全衛生) | 〔1試験区分〕 | |
| 14 | 外食業 | | • 外食業全般(飲食物調理,接客,店舗管理) | 〔1試験区分〕 | |

よくあるで質問

- 母国における外国人の学歴は必要ですか。
 - A 学歴については、特に求めていません。なお、特定技能外国人は、18歳以上である必要があります。
- 特定技能2号は、どの分野で認められますか。
 - A 「建設分野」, 「造船・舶用工業分野」で認められます。
- 技能実習2号から特定技能1号に移行する場合、技能実習で従事していた活動と特定技能で従事する 活動との間の関連性についてはどの程度求められるのですか。
 - A 各分野の分野別運用要領において特定技能外国人が従事する業務と技能実習2号移行対象職種との関連性がそれぞれ明記されていますので、そちらをご確認ください。